

Kyōto Women's University

Journal of Humanities

No. 67

Contents

[Articles]

- Topic introduction in Japanese first-encounter conversations:
 Interactional process and interpersonal function
 Mami OTANI 1
- On 'ejo' from the standpoint of "Verbal Base Theory"
 Kyoko NAKANISHI 29
- Characteristics of Early *-(s)ase* Causatives by
 Japanese-Speaking Children Jun NOMURA 47

Edited by
 Association of Humanities
 2019

人
文
論
叢

第
六
十
七
号
(平
成
三
十
一
年)

京都女子大学

人文論叢

第 67 号

[論文]

- 日本語初対面会話における話題導入の相互行為
 —プロセスと対人関係機能— 大谷 麻美 1
- '예요' の語基論的意味 中西 恭子 29
- 日本語兒による初期の *-(s)ase* 使役の性質 野村 潤 47

平成 31 年 1 月

京
都
女
子
大
学
人
文
学
会

京都女子大学人文学会会則

第1条（名称）本会は京都女子大学人文学会と称する。

第2条（目的）本会は会員の人文関係諸学の研究の促進と会員相互の親睦とをはかることを目的とする。

第3条（事業）本会は前条の目的を達するため下記の事業を行う。

1. 研究発表会、公開講演会の開催
2. 機関誌の発行およびその他の出版物の刊行
3. その他必要と認められる事業

第4条（会員）本会は正会員と賛助会員とによって構成される。必要に応じて名誉会員を置くことができる。

正会員……本学の外国語準学科および人文科学関係科目に属する教授・准教授・専任講師および助手，又はこれに準ずる教職員

賛助会員…本会の趣旨に賛同して入会を希望する本学関係の職員並びに学生又は元会員で会員資格の継続を希望するもの

名誉会員…本学会の元会員であって総会で承認を受けた教職員

第5条（入会）新たに入会しようとする者は正会員による総会の承認を必要とする。

第6条（役員）本会に下記の役員を置く。

会長 1名

幹事 3名

役員は正会員の教授・准教授および専任講師の中から選ぶ。

第7条（運営）会長は本会を代表し，本会の運営にあたる。幹事は会長を補佐し，本会運営の実務を担当する。事務局は会長の所属する共同研究室に置くことを原則とする。

第8条（役員の選出）役員の選出は正会員の互選によるものとする。

第9条（任期）前項の役員の任期は2年とする。但し，再任のときは1年とする。

第10条（編集委員会）機関誌およびその他の出版物の刊行のための一切の事務を行うため，編集委員会を組織する。

編集委員会は，幹事および必要に応じて会長が委嘱する編集委員をもって構成する。

編集の方針に関しては編集委員会に一任する。但し，必要に応じて編集委員会編集に関して特別委員会を設置することができる。

第11条（会員の権利義務）正会員および賛助会員は所定の会費を納めなければならない。

会員は機関誌の無償配布を受け，機関誌および研究会において研究成果を発表することができる。

第12条（会費）前条の会費は第3条に定める事業および総会，役員会などの開催に要す

る経費にあてる。

第13条（会計年度）本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 本会会則の改正・変更に関しては、正会員をもって構成する総会の決議によるものとする。

付 則

昭和42年11月1日施行

昭和49年5月1日改正

昭和54年2月23日改正

昭和54年11月17日改正

昭和60年2月15日改正

昭和61年5月14日改正

昭和62年2月13日改正

平成7年5月11日改正

平成10年5月15日改正

平成11年7月7日改正

平成19年2月1日改正

人文学会慶弔規定

第1条 人文学会会員の慶弔・傷病等の場合はこの規定により慶弔金、見舞金等を贈る。

第2条 この規定に適用される場合は次の各号とする。

- (1) 会員の結婚のとき
- (2) 会員の退職のとき
- (3) 会員の1ヵ月以上の病気のとき
- (4) 会員の死去のとき
- (5) 会員の父母、配偶者の死去のとき

尚、会員に贈られる金額については、内規による。

第3条 第2条の各号以外の特別な場合は、これに準じて考慮し、必要に応じて総会の承認を得なければならない。また、これらの慶弔、見舞金などに対しての返礼は一切辞退するものとする。

第4条 上の規定の変更は総会の承認を必要とする。

付 則

昭和42年12月10日施行

昭和54年1月10日改正

昭和60年2月15日改正

平成7年6月7日改正

平成11年7月7日改正

『人文論叢』発行細則

1. 編集委員会は年度当初において発行計画を発表し、遅くとも原稿締切の1カ月以前に会員にその旨通知し、寄稿者は遅くとも締切の15日以前に原稿枚数を編集委員会に通告するものとする。
1. 執筆原稿は400字詰用紙50枚以内を原則とする。
1. 冒頭に400語以内の欧文の要旨をつけることができる。
1. 使用の文字は原則として当用漢字とし、新仮名遣いを用いるものとする。
1. 初校、再校は執筆者の校閲を経ることとし、三校は編集委員会において校正するものとする。
1. 執筆者には抜刷30部を贈呈し、それ以上の抜刷が必要な場合は、実費を執筆者が負担するものとする。
1. 本誌に掲載されたすべての原稿の著作権は京都女子大学人文学会に帰属するものとする。
1. 本学会は原稿の電子化の権利を有し、原則としてそれを京都女子大学学術情報リポジトリを通じて公開する。

付 則

昭和42年11月1日施行

昭和54年2月23日改正

平成7年5月11日改正

平成19年2月1日改正

平成30年7月25日改正

人文学会会員 (50音順)

〔名誉会員〕

青木 謙三	愛宕 出	大國 義一	岡本 史郎	河野 哲二
高橋 達明	竹中 康雄	寺川 幽芳	西村 秀人	橋本 草子
吉村 宏一	靈山 勝海	和田 俊昭		

〔会員〕

愛甲 弘志	大谷 麻美	○加藤 聰	○金 情浩	姜 紅祥
小林 亜美	●土井 ギーゼラ	中西 恭子	野村 潤	福永 俊哉
藤原 美沙	○Kim Bradford-Watts	Cécile Morel	横山 仁視	
劉 小俊				

〔賛助会員〕

舟橋 和夫

編 集 後 記

- ・『人文論叢』は今年で第67号を迎えることになりました。
- ・三年間会長を勤められた竹中康雄氏の後を受けて、土井ギーゼラ氏が新会長に選出され、4月から就任されました。
- ・4月から新会員として、ドイツ語の藤原美沙氏と国際交流センターの姜紅祥氏の二人をお迎えしました。今後のご活躍を祈念いたします。
- ・4月25日に総会と歓迎会を開催しました。また、7月25日の臨時総会では原稿の電子化の権利と公開に関する発行細則の付則の改正がありました。
- ・10月24日(水)に、人文学会公開講座を開催しました。「ことばと脳—母語と外国語の理解—」を共通テーマとして、小泉政利氏(東北大学文学部教授)が「母語の文処理にかかわる脳」の演題で、金情浩氏(本学)が「外国語の文処理にかかわる脳」と題してそれぞれ大変興味深いお話を伺うことができました。外部からの来聴者も多く、盛会のうちに終わりました。
- ・平成31年3月末日をもって、会員の土井ギーゼラ先生(ドイツ語)が退職されます。先生は平成16年からご退職まで15年の長きにわたり本学のドイツ語教育および人文学会の発展のために尽くしてこられたことに対して深い感謝の意をお伝え申し上げるとともに、今後のご健勝とご活躍を祈念いたします。本当にお疲れさまでした。

(金情浩記)

平成31年1月26日 印刷
平成31年1月31日 発行 (非売)

人 文 論 叢 第67号

京都市東山区今熊野北日吉町35
編 集 京 都 女 子 大 学 人 文 学 会
代 表 者 土 井 ギ ー ゼ ラ

京都市下京区中堂寺鍵田町2
印刷所 株式会社 図書 同 朋 舎